

平成27年度第3回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会議概要

開催日時 平成27年11月4日(水) 17:30~19:45

開催場所 青森市福祉増進センター 3階 大会議室

出席委員 前田保会長、船木昭夫委員、石田賢哉委員、蛭名篤委員、木村由紀子委員、桐原郁子委員、今栄利子委員、佐々木秀勝委員、砂田悦子委員、高橋紀男委員、谷川幸子委員、西村綾子委員 《計12名》

欠席委員 畑井英成委員、町田徳子委員 《計2名》

事務局 健康福祉部長 赤垣敏子、健康福祉部理事 能代谷潤治、障がい者支援課長 長内哲史、同課副参事 吉田光秀、浪岡事務所健康福祉課長 加福拓志、障がい者支援課主幹 白戸高史、同課主幹 奥崎隆浩、同課主査 佐々木栄子、同課主査 佐藤進一、同課主査 中川一哉、同課主査 澤田正志 《計11名》

- 会議次第**
- 1 開会
 - 2 健康福祉部長あいさつ
 - 3 委員紹介
 - 4 案件
 - 5 その他
 - 6 閉会

議事要旨

案件(1)(仮称)青森市障がい者計画について

事務局から、資料1-①から資料2のとおり(仮称)青森市障がい者計画策定に係るアンケート調査の概要及び意見交換会の概要について説明があった。

意見、質疑応答

○委員

前回、意見交換会のこと、団体に所属してなく、手帳を所持していない方々への意見は、その時は検討すると言って終わったが、その後どうなったのか。

○事務局

特別支援学級など教育委員会と調整している状態である。特別支援学校校長の畑井委員に相談しながら、早い時期に補足的に特別支援学校に聞く機会を設けたいと考えている。

○委員

私たちの団体は、義務教育の段階で子どもたちに、知的障がい・発達障がいの理解を深めてもらうため、学校で障がいの特性について話をさせてもらいたいとお願いしている。

12月4日に小中学校の校長会でそのプレゼンをすることになった。

○委員

資料2の5ページ目の相談支援員という表記は、正しくは相談支援専門員である。

○委員

資料1-①で障がいの種類別で愛護と記載しているが、これは手帳のことで障がい種別でいえば知的になる。

○委員

意見交換会では、市への要望や施策に反映するような意見等が言える機会や場を作ってほしいという希望があった。また、意見交換会すらわからない団体の情報をしっかり掴んでほしいという話が出ていたのでお願いしたい。

○事務局

定期的に当事者と意見交換する機会や場づくりを行うことについて、障がい者計画の個別の具体的な施策に入れて、委員の提言を活かしたい。

案件(2)(仮称)青森市障がい者計画骨子(案)について

事務局から、資料3のとおり(仮称)青森市障がい者計画骨子(案)について説明があった。

意見、質疑応答

○委員

市も話し合いの場を設け、当事者やその家族も参加してくださいということを入れて、一緒にやっというスタンスを文書に加えていただきたい。自立支援協議会も活用できるので。

○事務局

自立支援協議会は当事者の意見を聞く場であることから、その位置付けをこの障がい者計画で明確にしていく。

自立支援協議会は、障がいのあるかたやその家族が地域で暮らしていくためには、どんなところに不都合を感じているのか、どんなところに戸惑いを持っているのか、どんな障壁があるのか、それに関係する教育機関や就労を支援する機関、病院の相談員、権利擁護を行っている社会福祉士会のかた、障がいのあるかたの相談を地域で受けているかたが向き合って話し合い、変わらなければならないところは関係機関や行政も変わる。そういうことをする場を作ろうということから、自立支援協議会がスタートした。

この協議会は創意工夫しながら、変えていかなければならないものと思っているので、まずはこの協議会の存在をPRしていく。参加は自由なので、是非参加してほしい。

○委員

全国の自立支援協議会の中には、自立支援協議会の主催で各団体が集まる企画を作ったり、意見交換会のような企画を作っていくことも含めて行っているところもある。

今のように自立支援協議会に参加することも一つだが、自立支援協議会で企画を作って

多くの方に集まって意見を述べていただき、障がい者計画等を含めた充実するようなものを作ってほしい。

○委員

施策の体系の「人権擁護の推進」に成年後見制度の利用促進とあるが、青森市は養成研修等を含めた体制をどう考えているのか。利用促進だけでなく体制の充実も必要ではないか。

○事務局

障がい者の人権をしっかりと守っていくためには、成年後見制度を周知し利用してもらうことが必要だという意味で記載している。

また、人材育成ということで、青森市では市民後見人、法人後見の育成に取り組んでいる。市民後見人の育成として、青森市では今現在34人が市民後見人の講座を修了している。1年目は50時間の研修、2年目にフォローアップ研修を行って、市民後見人の登録をしている。この仕組みで毎年研修を行っていて、次は28年1月頃の実施を計画している。

市民後見人は、専門的な社会福祉士等の専門職のみならず市民のかたにもお手伝いしていただくことも必要であることから、養成のための研修を引き続き実施していく。

○委員

施策の体系の「障がい者理解の促進」のところで、認知症のかたには認知症サポーターというものがあるが、障がい者のかたにも、障がい種別ごとの障がい者サポーター制度というものをに入れていただきたい。

○事務局

ボランティアの養成ということで、例えば、視力障がいのかたにはガイドボランティアで行っていただくかたがい。また、聴覚障がいのかたには手話通訳者というボランティアや仕事としてやっているかたがいて、それぞれの障がい種別毎にボランティアという形で力を借りている。

地域福祉の中で、市が社会福祉協議会と一緒にあって地域福祉を支える担い手をどうやって作っていくのかということが大きな課題となっている。その中で、障がい者のサポーターというのはどのようなものをイメージすればいいのか。

○委員

知的障がいや発達障がいは外見では判断できないためトラブルも起きやすい。話をして噛み合わなくて初めて分かる。知的障がいや発達障がいの特性を広く市民に知っていただくための勉強会のようなものを開いていただきたい。

○委員

精神保健ボランティア活動等とあるが、一つの考え方は、多面的多様な考え方をすべきである。サポーターというのは一つの事業として会社を立ち上げることができる可能性がある。サポーターは利用料をもらって仕事としてするものもあるが、行政側のボランティアなどの組織や仕組みを作っていただくということを含めて、今の福祉サービスの考え方からいって、ただ単に行政側で考えているものにはならないだろう。

必要となったとき、どういう仕組みでどうやってシステムを作るのか、もしくは福祉サ

ービス市場というか、その中にどのようにでき上がるのか、話し合いの場を市として支援するということにはなる。一つの提案としてはおもしろい。

○事務局

地域福祉の担い手を増やすための方策として、ボランティアの養成をしていくべきとの意見が出ている。その中で、知識や特性をみんな学び直すことが大事であり、市と社会福祉協議会でボランティアセンターを持っているので、一緒にできることだと思っている。

また、事業として行っていくための整理も必要だという委員の話も、そのとおりだと思う。

もう一方で介護保険法の改正で、平成 29 年 4 月からは介護サービスではなく地域の人の力を借りて総合事業というものをするようになった。これは、例えば、隣の人が高齢者のゴミ出しをすると、介護保険とは違う対価、お金を払って行っていただくといったように、高齢者のかたに地域の人を支え合いでできるような仕組みをつくることになっており、今その準備をしているところである。

その一例で、地域カルテというものを作る。これは市が把握している地域の現状、障がいのあるかた、高齢者、子どもも含めて行政情報を整理し一つにして、地域の地区社会福祉協議会のかたと一緒に話をして、地域の人は何を支援できるのか地域福祉計画の中で考えていたので、具体化できるようにしていきたい。

○委員

警察署で知的障がいの啓発活動をさせていただいた。警察署の近辺に障がい者のグループホームがどこにあるのか、障がい者がどれだけ住んでいるのか全く分からないので、そういう情報が欲しいということと話していた。

例えば、災害が起きたときには、警察も情報がなく対応できないため、行政と連携していければいい。

○委員

地域福祉のところが重要である。アンケートでも相談窓口の不足であったり、課題にも専門的な相談を受けてくれる場が身近にはないとか、4つの柱の横に重点が書かれているが、具体的な地域の範囲とか身近なところのイメージが伝わりにくい。

手帳を持っていない支援の必要な方々のサポートが今後必要になってくるので、どの部分で支援するのかがもう少し目に見えてくると、障がいのあるかたもサポートする側も支援しやすくなるのではないかと。

○事務局

地域福祉計画と連動して、地区社会福祉協議会の圏域を一つの地域とみていく。地区社会福祉協議会は、旧青森市に 37 地区社協、旧浪岡町に 1 地区社協があり、この地区社協がほぼ町会連合会や民児協とも重なっているので、この地域の中で高齢者も障がいのあるかたも子どもたちもということを考えている。

○委員

身近な相談窓口の不足という点で、ペアレントメンターの育成を市は考えているのか。発達障がいに関して、八戸市ではペアレントメンターが何十人という。青森市では、私たち親の会が把握しているのは、発達障がいの 2 人だけである。

人材を育成するといっても基本的な講座がなく、親の不安を解消させたいと

も勉強する機会がないので、そういう講座を開いてほしい。

○事務局

ペアレントメンターの育成などについて意見等をもらえれば、市が優先順位をつけて実施していく。今のような指摘を受けて人材育成の面で気付くこともあるので、気付いたところを話してもらえれば、整理して次回の会議で回答する。

○委員

骨子（案）のことで、課題の一つ目の外見だけでは分かりづらい障がいのあるかたは理解を得ることが難しいと感じているとあるが、分かりやすい障がいの整理の仕方はどうしたのか。

もう一点は施策の体系の②の「生活支援の充実」の「視覚、聴覚障がい者の日常生活意思疎通支援」とあるが、アンケートを見ると知的障がい者が自分の意思を伝えることが難しいという数字が非常に高くなっているが、この辺の整理はどのようにするのか。

○事務局

先ほど、委員からの話にもあったが、知的障がいのかたや精神障がいのかたは外見では分かりづらいという意見があったので、記載している。

知的障がい者の理解については、①の「障がい者理解の促進」の中で「障がい児（者）に対する理解・啓発の推進」で整理したいと考えている。

○委員

健康福祉要覧をみて、42 ページの地域相談支援事業の中の地域移行支援で、地域移行の相談を受けた相談者が平成25年度、26年度ともに1名ずつである。一般相談支援事業者は、十何か所があるが、精神疾患で支援を必要とするかたは私たちの知る限りたくさんいるのに、支援を受けているのが1人というのはあまりに少なくて驚いた。市はこのような事業者にどのように指導していくのか。

○委員

障害者支援施設等または精神科病院に入院している精神障がいのあるかたには、精神保健福祉士の方々と連携しながら地域移行支援のサービスを提供している。病院の精神保健福祉士から相談があって相談支援事業所と連携して進めていく中で、1人しかいなかったという状況である。地域移行支援を利用しないで退院されたかたには、地域定着支援という部分で支援している。

○委員

相談窓口研修会は、青森県障害福祉課で毎年開催している。その目的は、たらいまわしにしないこと、それから適切な相談支援を行うこと。そのためには相談窓口がどういう対応をするのか、できないという対応を窓口でするなどという研修をしている。

それに参加できる窓口の担当者であればいいが、警察も含めて行政の担当者が多く参加している。青森市の相談窓口、いろいろな民間や行政側も含めて研修をするべきだと思う。

どこに相談窓口があるのかという一覧のパンフレットも出している。

それと、地域移行の問題、1人というのは少なすぎる。実際は、医療の現場に問題があるものの自治体の責任でもあるので、もう一度検討していただきたい。